

(案)

袖ヶ浦市期日前投票所投票立会人公募要綱を次のように定める。

令和 7 年 月 日

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡 田 康 正

袖ヶ浦市選挙管理委員会告示第 号

袖ヶ浦市期日前投票所投票立会人公募要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民の積極的な選挙への参加を促すことにより、市民の選挙に対する理解と関心を深めることを目的として、期日前投票所の投票立会人（以下「投票立会人」という。）の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 袖ヶ浦市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）は、投票立会人を公募することができる。

(応募要件)

第 3 条 投票立会人に応募できる者は、次の各号すべてに該当する者とする。

(1) 袖ヶ浦市内に住所を有している者

(2) 袖ヶ浦市選挙人名簿に登録され、かつ、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 11 条に規定する欠格事由に該当しない者

(3) 満 18 歳以上である者（次条の規定に基づき応募した日の属する年度内に予定される選挙期日までに満 18 歳に達すると見込まれる者を含む。）

(4) 袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 3 項の規定に該当しない者

(5) その他投票立会人となることに支障のない者

(応募方法)

第4条 投票立会人に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、期日前投票所投票立会人登録申込書（様式第1号）又はインターネット上の所定の申込フォームにより申し込むものとする。

（投票立会人の登録等）

第5条 選挙管理委員会は、前条の規定により応募があったときは、第3条に規定する要件に該当するかを審査し、適当と認めたときは、期日前投票所投票立会人登録名簿（様式第2号。以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 前項の審査の結果は、期日前投票所投票立会人登録審査結果通知（様式第3号）により応募者に通知するものとする。

（登録期間）

第6条 名簿への登録期間は、登録の日から第9条の規定に該当する日までとする。

（投票立会人の選任等）

第7条 選挙管理委員会は、選挙ごとに、名簿に登録された者（以下「登録者」という。）の中から、投票立会人を選任することができる。

（変更等の届出）

第8条 登録者は、登録事項に変更があったとき又は登録を辞退しようとするときは、速やかに期日前投票所投票立会人登録変更・辞退届（様式第4号）を選挙管理委員会に提出しなければならない。

（登録の抹消）

第9条 選挙管理委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を抹消するものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 正当な理由なく投票立会人としての義務を欠くとき。
- (3) 前条の辞退の届出があったとき。

（投票立会人の職務等）

第10条 投票立会人は、投票事務が公正に執行できるよう監視する。

2 投票立会人は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報酬)

第 1 1 条 投票立会人の報酬は、袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 6 年条例第 2 6 号）の規定に基づき支給するものとする。

(委任)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は選挙管理委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 月 日から施行する。